

令和 5 年 9 月 6 日  
世田谷保健所生活保健課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例について  
(旅館業法の一部改正に伴う別表の改正)

1. 主旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月 14 日に公布され、施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底及び、事業譲渡に関して規定された。

これにより生活衛生関係営業等の事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとなった。

このことに伴い、規定の整備を行う必要があるため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和 5 年第 3 回区議会定例会に提案する。

2. 改正内容

旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正内容にあわせて規定を整備する。

3. 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4. 施行予定日

規則で定める日

5. その他

世田谷区手数料条例の改正は、同条例を所管する総務部より、令和 5 年第 3 回定例会において提案する。

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 第1条～第10条 省略 附 則 (令和5年 月 日条例第 号) この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 第1条～第10条 省略				
(1) 省略									
(2) 省略									
(3) 別表1の12の項の改正規定 規則で定める日					別表第1 (第2条関係)				
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)				
	事務	名称等	額	徴収時期		事務	名称等	額	徴収時期
1～11 省略					1～11 省略				
12	旅館業法第3条の2、第3条の3又は第3条の4の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	9,700円	承認申請のとき。	12	旅館業法第3条の2又は第3条の3の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	9,700円	承認申請のとき。
13～ 138 省略					13～ 138 省略				
以下省略									